

《参考》

所得額と市民税所得割課税額の目安

【注意】

所得割課税額は、扶養人数や控除額によって異なります。

この表は、扶養人数0人、控除は基礎控除のみで算出しているため、所得割額の最高額が記載されています。控除がある場合、これよりも低い階層になることがあります。あくまでも目安として参考にしてください。

(課税額の算出方法等については、税務課市民税担当までお問い合わせください。)

保育料階層区分		所得金額(目安)※
令和4年4月分～令和4年8月分⇒令和3年度市民税 令和4年9月分～令和5年3月分⇒令和4年度市民税 で算定します。		
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	
第2-1階層	市民税非課税世帯 (母子・父子・在宅障害児(者)世帯等)	
第2階層	市民税非課税世帯	
第3-1階層	均等割のみ課税及び市民税所得割課税額が 48,600円未満の世帯(非課税を除く) (母子・父子・在宅障害児(者)世帯等)	1,265,000 円未満 (均等割のみ課税: 450,166円未満)
第3階層	均等割のみ課税及び市民税所得割課税額が 48,600円未満の世帯(非課税を除く)	1,265,000 円未満 (均等割のみ課税: 450,166円未満)
第4-1階層	市民税所得割課税額が 48,600円以上77,101円未満の世帯 (母子・父子世帯・在宅障害児(者)世帯等)	1,265,000 円以上 1,742,000 円未満
第4階層	市民税所得割課税額が 48,600円以上97,000円未満の世帯 (4-1階層を除く)	1,265,000 円以上 2,072,000 円未満
第5階層	市民税所得割課税額が 97,000円以上169,000円未満の世帯	2,072,000 円以上 3,272,000 円未満
第6階層	市民税所得割課税額が 169,000円以上301,000円未満の世帯	3,272,000 円以上 5,472,000 円未満
第7階層	市民税所得割課税額が 301,000円以上397,000円未満の世帯	5,472,000 円以上 7,072,000 円未満
第8階層	市民税所得割課税額が 397,000円以上の世帯	7,072,000 円以上

※所得金額とは、給与等の収入金額から、必要経費を差し引いて算定されるものです。「収入金額」とは異なりますので注意してください。